〇町会議員によるあっせん収賄等事件につき一審の実刑判決が維持された事例

判決 平成13年10月16日 仙台高等裁判所 平成13年(う)第100 号 競売入札妨害, あっせん収賄被告事件

(原審 山形地方裁判所平成12年(わ)第263号・平成13年5月21日 判決)

文

主 本件控訴を棄却する。

理由由

本件控訴の趣意は、弁護人内藤和暁及び同古澤茂堂が連名で提出した控 訴趣意書及び同訂正申立書に記載のとおりであるから、これらを引用する。 控訴の趣意は、量刑不当の主張であり、要するに、被告人は、平成12 年8月7日に事前収賄罪で懲役1年、執行猶予3年、追徴40万円に処せられ、同裁判が確定したものであるが、本件各犯行は、同確定裁判のあった罪とは併合罪の関係にあり、同時審判がなされた場合の量刑との均衡を 図るべきであるところ、被告人が上記確定裁判のあった罪及び本件犯行に より収受した賄賂の額は合計340万円であり、著しく多額とはいえない 被告人は、本件を真摯に反省悔悟し、長年務め上げた町議会議員等 の公職を退いた上、長期間の身柄拘束を受け、マスコミによりこれら事件 が大きく報道されて事実上の社会的制裁を受けていること、被告人には2 の年以上も前の罰金前科以外に前科はないこと、本件で実刑となると、前記の執行猶予が取り消され、併せて3年間の長期の服役をすることとなること、原判決は、上記裁判の保釈中及びその判決宣告後に本件犯行にかか る賄賂を収受したことや罪証隠滅を図ったことを量刑事情として重く見て いるが、本件公訴事実は供与約束罪で、収受罪ではなく、起訴されていな い犯罪事実を実質上処罰する趣旨で考慮し、重く処罰することは許されず、 また、被告人自身による罪証隠滅行為は犯罪とならないのであるから、上 記罪証隠滅行為をもって被告人を重く処罰するための量刑資料とすること も許されないことなどを考慮すると、被告人を懲役2年の実刑及び追徴3 00万円に処した原判決の量刑は重すぎて不当である、というのである。

第2 そこで、記録を調査して検討する。 本件は、当時町議会議員であった被告人が、平成12年3月中旬ころ、 町の公共工事の指名競争入札に関し、土木業者から、入札予定価格の算出

基礎となる「工事価格」を町の担当職員が漏らしてくれるようにあっせんの請託を受けて、町会議員としての町役場職員への影響力を利用して、町の担当職員に「工事価格」を漏示させるあっせんをするとともに、土木業者との間で、そのあっせんをした報酬として300万円の供与を受ける旨約束し(原判示第2)、上記担当職員及び土木業者らと共謀の上、同土木業者をして上記漏示に基づき入札させ、公の入札の公正を害する行為を行

町議会議員であった被告人が、私利私欲を図る目的で、その立場を悪用して、特定の業者のために町の担当職員に不き、かつ、入務の上の一次で書した行為は、議員なわせたものとして、厳しい非難に値を表する信頼を著しくなく、しかも、厳しい非難に値を表する情略の額も少なくなく、しかも、被告人は、町議会業にかかる賄賂の額も少なくなるという事前収まで起訴して、厳しいの事務の事務の事務の事務の事がではは、町議会業のにの方のであられて、ものであり、はばかるに、といるのであり、公職の大力では、大力では、大力では、大力では、大力である。といるのであり、公職の、大力であるといるのであり、公職の、大力であるといるのであり、公職の、大力であるといるのであり、公職の、大力であるといるのであり、公職の、大力であるといるのであり、公職の、大力であるといるのであり、公職の、大力であると、大力であるが、大力である。

ところで、所論は、起訴されていない犯罪事実を実質的に処罰する趣旨 で量刑上考慮することは許されないとして、本件供与の約束にかかる賄賂

第3 よって、刑訴法396条により本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

平成13年10月18日

仙台高等裁判所第1刑事部

 裁判長裁判官
 松
 浦
 繁

 裁判官
 卯
 木
 誠

 裁判官
 春
 名
 郁
 子